

保護者 各位
(保育所・幼稚園・認定こども園)

小林市長 宮原 義久
(公印省略)

「まん延防止等重点措置」の延長に伴う保育所等の対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症対策について、ご理解ご協力いただき感謝申し上げます。
県内の新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、令和 4 年 1 月 25 日から本市に適用されている「まん延防止等重点措置」について、期間の延長が決定されました。
つきましては、市内保育所・幼稚園・認定こども園（以下「保育所等」という。）について、引き続き通常どおり開所いたしますが、保護者におかれましては、お仕事が休みの場合や、親族宅等で保育できる場合は、登園自粛にご協力いただきますようお願いいたします。また、マスク着用、検温や体調管理、手指消毒、早めの受診、感染リスクが考えられる場合の早めの登園自粛検討等の基本的感染防止対策や、各保育所等で定める取組にも、引き続きご協力をお願いいたします。

オミクロン株の感染拡大に伴い、保育所等の休園数が全国で増加する中、保育所の果たす社会的機能を維持しつつ保育所における感染拡大を防止するには、保護者の皆様のご協力が不可欠です。何卒、ご理解の程をよろしくお願いいたします。

記

- 1 登園自粛協力をお願いする期間※延長いたします。
令和 4 年 1 月 25 日（火曜）～**3月6日（日曜）**※終期の変更の可能性有り。
- 2 保育料の取扱
上記 1 の期間内において、2 歳児までの児童が登園自粛された場合には、保育料の減額（日割計算）を行います。保育料の減額の手続きについては、各保育所等を通じて、後日連絡します。
※減額の対象
「まん延防止等重点措置」の適用に伴う市の要請・同意により、保護者が園児の登園を自粛させた場合による（早退・遅刻は含まない）。
- 3 その他
(1) 本通知は登園自粛を強制するものではなく、お仕事が休みなどでご家庭での保育が可能な場合に、協力をお願いするものです。
(2) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金について、対象期間が令和 4 年 3 月 31 日まで延長になりましたのでお知らせします。

↓ 助成金



↓ 支援金



↓ 特別相談窓口



(文書取扱) 小林市健康福祉部
子育て支援課保育支援グループ
電話 0984-23-1278